

1 開 会

○和山主幹 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回岩手県分権推進会議を開会いたします。

本日の会議は北村委員、役重委員、勝部委員は都合により欠席となっております。また、川村委員も急用のため欠席となりました。なお、相原委員は都合により途中退席となります。

本日は、熊坂委員、北村委員から資料の提出がありましたので、配付させていただいております。また、分権推進ワーキンググループの報告書をあわせて配付させていただいております。お手元の資料で不足しているものはございませんでしょうか。

2 議 事

(1) 協議

過剰な関与の是正について

分権推進のための問題解決への取組結果について

(2) 報告

権限移譲推進プログラムの策定状況について

分権推進ワーキンググループの検討結果について

広域振興局・市(町村)政策調整会議(仮称)の運営について

(3) その他

和山主幹 それでは、これから議事に入らせていただきますが、会議の設置要綱により知事が座長を務めることとなっておりますので、ここからは座長に議事の進行をお願いいたします。

○達増座長 それでは、これから議事に入ります。最初に、今日の議事の内容について確認します。協議事項の1つ目は、過剰な関与の是正についてです。義務付け・枠付け、関与について、解消に向けた取組方策などについて御意見を伺うものです。2つ目は、分権推進のための課題解決への取組結果についてです。昨年度、委員の皆様からいただいた御意見につきまして、工程表を策定し取り組んでいるものですが、平成20年度の取組結果を報告して、御意見を伺うものです。

報告事項の1つ目は、権限移譲推進プログラムの策定状況についてです。平成20年3月

に策定した岩手県権限移譲等推進計画に基づき、35市町村と広域振興局等で協議の上で策定したプログラムの状況を報告するものです。2つ目は、分権推進ワーキンググループの検討結果についてです。本年度、市町村と県の職員を構成員として設置しましたワーキンググループの検討結果について報告するものです。3つ目は、広域振興局・市（町村）政策調整会議（仮称）の運営についてです。前回の本会議で御意見をいただいたところですが、運営の考え方などについて報告するものです。

それでは、協議事項の1つ目、過剰な関与の是正について、事務局から説明願います。

○千田地域振興部副部長 義務付け・枠付け、関与の関係です。これらの定義ですが、地方分権改革推進委員会の第2次勧告において義務付け・枠付けの定義がございますし、また地方自治法の規定による関与の条文を引用して定義をしております。義務付けとは、一定の課題に対処すべく、地方自治体、県、市町村に一定の種類活動を義務付ける事務となっております。枠付けとは、地方自治体の活動について、組織、手続、判断基準などによる制約を設ける事務となっております。関与とは、国または県による助言、勧告、資料の提出の要求、協議、同意などを行う事務となっております。

右側のほうですが、2番の義務付け・枠付け、関与の見直しの必要性です。義務付け等によって、対等な関係であるにもかかわらず、国が県、市町村の事務をコントロールするということは、県、市町村の裁量権を阻害するとともに、全国一律の基準では地域の特性に応じて行政サービスを提供することができないなどの問題があります。また、国、県、市町村間で行われておりました同意、協議、計画の策定などは、県、市町村の負担を伴い、多大な時間、人手、コストがかかるといった問題もあります。こうした問題を見直していくことによって、県、市町村の負担を軽減し、地域の特性に応じた行政サービスを提供できるようにしていくこと、県、市町村の自らの判断と責任において政策や制度の創設、改廃などを行えるようにしていく必要があるということです。

それで、左側のほうに移りますが、3番の義務付け・枠付け、関与の見直しの状況です。第1次の地方分権改革におきましては、広い意味での関与を中心に見直しが行われています。（ア）の機関委任事務制度の廃止ですが、機関委任事務は、本来、国が執行すべきとされていた事務を県、市町村が国の包括的な指揮、監督のもとに執行していたものです。この機関委任事務を国の直接執行事務と、白書きのところですが、事務自体を廃止するものを除いた上で、また、併せて県、市町村の事務とされている団体事務も自治事務に含めることとして、最終的に自治事務54%、法定受託事務45%に仕分けしております。

次に、(イ)の真ん中、国の関与のルール化ですが、機関委任事務では自治法の規定により従来包括的な指揮監督権を根拠に、法令によることなく、国の通達によって事務処理方法などが規定されてきましたが、これを廃止して、自治法で自治事務と法定受託事務ごとの関与の基本類型が整理されて、自治法以外の個別法では関与をできる限り設けないとされており。また、地方分権一括法で過去に発せられた国の通達は、すべて技術的な助言とされ、強制力を失って、関与を行う場合はすべて法令によらなければならないとされており。

次に、(ウ)の必置規制の見直しですが、県、市町村の組織や職の設置に関する必置規制の廃止、緩和としまして、次に掲げます の附属機関に係る必置規制の廃止から、 の職員の資格、専任、配置基準等に係る必置規制の廃止、緩和まで行われています。

このように第1次の地方分権改革では関与の見直しが中心でした。個別法に基づく義務付け・枠付けは、第2期の地方分権改革で検討されることになったところです。

次、2ページをお開き願います。第2期の地方分権改革、2次勧告による義務付け・枠付けの見直しです。20年の12月に公表されました地方分権改革推進委員会による第2次の勧告で、義務付け・枠付けの見直しが勧告されています。見直しの対象は、自治事務である482の法律と10,057条項を対象に検討されています。見直しの結果ですが、条項の存置を許容し、見直さないとされた条項が4,389の条項、52%、見直すべきとされた条項が4,076条項、48%で、なお準用規定として、ここには書いていませんが、1,592の条項は除いて検討されています。

参考といたしまして、見直すべきとされた主な事例ですが、全国知事会、市長会から義務付け等を廃止すべきとの提言があった事例で、第2次勧告で見直すべきとされた主な事例を掲載しております。

今後の見直しの方針ですが、見直すべきとされた条項について、廃止、または手続、判断基準等の全部を条例に委任または条例による補正、上書きを許容するもの、手続、判断基準等の一部を条例に委任または条例による補正、上書きを許容するものといったいずれかの見直しを行うこととして、廃止、全部、一部の順序で検討すべきとされています。

今後の見直しの進め方は、第2次勧告に沿って各府省と協議を進めていくこととなっており、協議の結果は、第3次勧告が21年春に予定されています。また、21年夏に地方分権改革推進計画を閣議決定するという段取りとなっています。

岩手県の状況ですが、右上のところ。県条例等の検証について、国のレベルで法令

による義務付け・枠付けの見直しが行われているところで、県としても市町村に対し、条例等により第2次勧告で示された判断基準に照らして、合理性のない義務付け・枠付け、関与を行っていないか、自ら検証することが必要です。また県条例の点検について、市町村の事務処理が規定されている条例、規則、要綱など、これには要領を含みますが、県が独自に制定した条例等に市町村に対する義務付け等はないか、また、第2次勧告において見直し対象となっている法律を根拠に制定している法施行条例などがなく、こういった観点から点検する必要があります。

また、市町村からの事例報告ですが、県から市町村に対して照会していますが、法令による義務付け等で支障となっているものとして、報告のあった事例について検証を行ったものです。これらの検証の結果は、事例の1、事例の2として資料1の後ろにつけています。

条例等の点検の結果ですが、市町村による何らかの事務処理等が規定されている県の条例、規則や要綱などを点検した結果、40の条例などがありました。これらの内訳は、19の条例、16の規則、5つの要綱、要領となっています。これらを5つの区分で仕分けし、条項ごとに実態の点検を行っています。表の中にありますが、努力規定、努めるものとする、それから手続規定、何々を行うとか、交付金の交付規定、市町村の申し出により対応する申し出規定、その他と分類しまして、それぞれ合わせますと84件となっています。

それで、ここでちょっと事例に入ってみたいのですが、事例の1の見開きのところに1ページを御覧ください。例えば事例の1で5つの区分、主だったものを上げますと、1-1のところには県会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例というのがあります。これは、1条2項で、事務は市町村の選挙管理委員会が行うという手続規定、それから2条は申し出規定となります。それから、1-5の自治振興基金条例施行規則については、交付金等の交付規定、それから1-6、社会貢献活動の支援に関する条例については、努めるものとするということで努力規定と、こういった種類ごとの内訳になっております。

さらに、4ページをお開きいただきますと、事例における第2次勧告との関係の例が4ページにあります。2-10、岩手県ニホンカモシカ個体数調整事務処理要領ですが、右側の上のところ備考欄で、2次勧告で7条2項、9条3項は見直し対象とされているというのがありまして、7条の2項のところ特定鳥獣保護管理計画というのがアンダーライン引いていますが、上のほうにいきますと事務処理要領の第2の捕獲許可事務の2という

ところで、後段ですが、毎年度の岩手県カモシカ保護管理実施計画に基づき実施するという表現がありますが、法律が見直しになると要領も見直しになるといった例です。

同様に、ちょっと11ページをお開きいただきまして、11ページに5-2、森林病虫害等防除法施行条例です。この備考欄のところ、第2次勧告において、第7条の9、1項から3項及び、第7条の10、第1項から第4項まで見直し対象とされているというのがあり、第7条の10のところ、1項、2項に地区実施計画というものがあり、また、第7条の9の1項に同様の表現がありますが、これらは法施行条例の第4条で規定しています地区実施計画といったものが、法のほうが見直しになれば、こちらも見直し対象になります。

それから、市町村からいただきました義務付け等で支障になっている事例についてご紹介させていただきますが、事例の2の1ページ、1-1というところに雫石町からの事例があります。これは、予算について県へ報告したりすることは要らないのではないかとということです。資料右側のほうの上のところの検討結果の欄、その下に第2次勧告における義務付け・枠付けの検討結果の欄がありますが、第2次勧告における義務付け・枠付けの検討結果の欄は、地方分権推進委員会で整理したものですし、検討結果の欄は、当県で考えたものです。市町村に対する義務付けなので、予算の知事への報告については、行財政運営の自主性の尊重及び簡素、効率化の観点から廃止すべきではないかという整理をしております。

それから、3ページを開いていただきますと、3ページに花巻市、遠野市からそれぞれ福祉事務所の必置あるいは社会福祉主事の必置の義務の廃止についての提案をいただいています。これらについて当県で検討した結果ですが、福祉事務所については、国のほうで見直しをしていると伝えられていますので、その改正の方向性を見守りたいと考えています。それから、社会福祉主事の必置についても同様に制度改正の方向性を見守りながら考えていきたいという整理です。

それから、5ページを開いていただきたいのですが、5ページに一戸町からの提案といたしまして、市町村の都市計画の決定に関する知事への協議について、これを見直すべきではないかという提案をいただいております。これらも地方分権改革推進委員会のほうでは見直しが必要という整理がなされているところです。

資料1の2ページに戻っていただきますが、右下のところ、県の対応の方向としては、第2次勧告による判断基準を踏まえて、県の条例等を点検、検証していくこととしてその結果は、次回以降、この岩手県分権推進会議に報告していきたいと考えています。

さらに、国への提言の関係ですが、義務付け等は法令の規定に基づくものが多く、また、国の各省庁の抵抗も予想されるということがありますが、第1次分権推進改革の趣旨を踏まえて、法令による関与は必要最小限とするよう提言をしたいと考えております。また、国において、第2次勧告における義務付け・枠付けの見直しに積極的に取り組むよう提言していきたいと考えております。

御説明は以上ですが、第1次の地方分権改革、第2期地方分権改革を通じた義務付け・枠付け、関与の見直しに対する評価と県による条例等、点検、検証に当たって考慮すべき事項などの観点から、委員の皆様方の御意見をいただきたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

○達増座長 それでは、過剰な関与の是正について、質問、意見などお願したいと思えます。

○小原委員 事例2、5ページの県土整備分野で、一戸町から出ている都市計画についての関与の提案について、検討結果はどう理解すればよろしいのですか。都道府県による広域の見地からの調整機能に留意すべきと書いていますが、これどう理解すればいいのですか。その下に見直し必要とあるのですが、今、国が制度を変えようとしています、この検討結果はどう理解すればよろしいのでしょうか。

○達増座長 答えを願います。

○松川県土整備部副部長 県土整備部です。この上段の部分については、県土整備部の検討結果ということでございまして、都道府県による広域の見地からの調整機能という部分についても、課題としてあるのではないかと申し上げているものです。

それから、下段の「見直し必要」という部分については、第2次勧告、地方分権改革推進委員会での「第2次勧告における義務付け・枠付けの検討結果」が記載されているということでございまして、第2次勧告においてはこの部分について見直しが必要だと整理をされていくところです。

○達増座長 では、引き続き。

○小原委員 都市計画にも非常に広域的なもの等々もあるかもしれませんが、実は私の町でもこの見直しで引っかかってなかなか動かないものがあるのですが、小さな自治体の都市計画の中の変更等々について、広域の見地からの調整機能に留意するというのはどうということなのか御説明願います。結果としては地方分権改革推進委員会の第2次勧告の中に入っていますので、これを見直しされるのだなと思っているのですが、このところちょ

っと理解できないものですから、もう一度御説明していただければと思います。

○達増座長 答えをどうぞ。

○松川県土整備部副部長 県土整備部でございます。この部分につきましては、委員ご案内のとおり、第1次勧告に盛り込まれておりまして、基礎自治体が自らの責任と判断で都市計画決定を行うという観点で改正を進めていこうという形で整理されており、国においては平成21年度に都市計画制度の抜本見直しを行うことになっているわけです。ただ、県の広域的な調整という部分につきましては、市町村をまたがるような案件もありますので、そういった場合の調整についても、やはり留意するべきではないかと、こういう観点で申し上げているものです。

○小原委員 わかりました。2つの市町村にかかわるとかそういう場合にですね。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんでしょうか。

○熊坂委員 全体的なことですけれども、今日の議事の協議の過剰な関与の是正については、非常に大事な論点だと思っています。といいますのは、私のところのワーキンググループでまとめてきた今回の議事に関する意見をA4、1枚でお配りしておりますが、まさに地方分権の一番大事なところで、今回の定額給付金支給事務の例を考えますと、自治事務と法定受託事務というふうに分けられたわけですけれども、実際、全く国は変わっていないなという感じを持っています。これは自治事務なのですけれども、これだけ国が宣伝して外堀を埋められた状況で、自治事務として市町村が判断して出さないということはもうできないですね。そういう中で淡々と進められていますので、実際この事務は、私は法定受託事務で処理すべきだと思っていますが、自治事務である。しかし、外堀を埋めているということで、協議も何も無いということで今進んでいるわけです。もともとこの給付金に対しましては、その効果も手続も、私は非常に疑問を感じているわけですが、こういったことに対して、やはり岩手からも、この会議、また達増知事を先頭に、国に対してこういったやり方は今後やめてもらいたいということを強く異議を述べるべきではないかと思っています。このような形で、国が決めたことは、全く地方分権に逆行していると思っていますので、そういうことをこの会議からも意見として市町村と県が連携し、言っていかなければならないのではないかと考えています。国が決めたことを国が平気で破るわけですので、この会議の国に対しての意見ということで強く言うべきだと感じております。

以上です。

○達増座長 それについて、事務局から何か。

○千田地域振興部副部長 定額給付金について、自治事務よりも法定受託事務なり国の直接執行としたほうが実態に合っているのではないだろうかという御指摘ですが、そういう面があるのかなという感じもしております。それで、国の地方に対する関与は2つあると言われておりまして、1つは法令による関与で、もう一つは補助金によるものです。今回の定額給付金については、補助金によるものと考えられます。それで、今回のこの会議では、今、法令による関与について御審議いただくこととしておりますが、国の補助金を通じた関与についても今後の重要な検討課題と考えているところです。

○熊坂委員 そのとおりではあるのですけれども、岩手県も今後こういったことはやってもらいたくないと私は思っています。皆さんからも御意見を聞きたいと思いますが、ですから、まさに地方分権を進める上で最も変えていかなければならないのは、今日のこの議題だと思っています。そういう中で、自治事務ということで今回の定額給付金の問題が上がってきていますけれども、こういうことに対しても、市町村は今さらやらないということを選択する自治体はないと思います。そういうことを根本から変えていかなければ、地方分権は本当に進まないと思いますので、この分権推進会議からも強く国に異議を唱えるべきだということで意見を述べさせていただきました。

○達増座長 関連でも結構ですし、質問、意見ございませんでしょうか。

○高橋委員 今の熊坂委員のご意見には私も完全に賛成であります。それで、もちろん法定によるものと、それから補助金によるものと分けてそれぞれ包括的にあらゆる政策分野を上げて、それに対して網羅的に見ていくということは必要でしょうけれども、今回定額給付金の問題というのは、現実の行政に極めて大きな影響を与えていることと、またこの施策自体が今非常に賛否の議論になっているわけですね。ですから、この問題は、ある意味で真剣に地方分権を考えていくということについての象徴的な事案であると考えられますので、補助金に関する件を包括的に考えるということに先行して、この件はやはり地方分権を真剣に考える上で重要であるという我々の姿勢を示すことが大事だと思います。これはこの政策に対する賛否ということとはまた別問題として、地方の主体性ということを考えるためには、こういうときがあったらこれは仕方がないと通してしまっただけではいけないと思います。これは実際、先ほど熊坂委員もおっしゃったとおり、定額給付金について自治体としてはそれぞれのお考えがあっても一律にやるということになるわけですが、しかし我々の会議としては、自治事務の名で実質的には選択の余地がない業務を国から課せられることが続いてはいけないということを示すことに意義があると考えます。

○達増座長 ほかにご意見等ございませんでしょうか。

○小原委員 今、予算の補助による枠付けで気をつけなければならないのは、物差しとなる数字だと思っています。ひとつは、例えば学童保育なども、何人を超えれば分割しなければならないという、それを守らなければ補助金を出さないとか、そういう数字での締めつけというのは非常に多くて、また新たな、もう3度目になるのでしょうか、定住圏構想なども、中心市は5万人以上でなければならないとされている。今4万人まで下がったようですが。そういう数字は、市長会のときも私も何度かこの話はしているのですが、地方によって人口とか、あるいは地勢といいますが、地形、地質とか、非常に違うわけですから、それを国で一律に決めるのはいかなものかという話もしているわけですが、一定の数字を、法律だとか政令であればまだしも、予算の執行に関する補助要綱に数字が出てきて、それを守らなければ外すと、あるいはそれを超えたら外すと、それ以下になったら外してしまう。今まで行政を続けてきたわけですが、そこでその数字がその基準をちょっと超えたとか満たないときにぱったり切ってしまうというのは、非常に行政する側にとっては大きな負担というか、混乱を巻き起こすので、数字を示すときは望ましい数字とか、そういうふうに表示されるのはいいと思いますが、それを超えても、あるいはそれを減じても、いろんなところでリスクを大きく背負わなければならないという制度はやはり改めるべきだと、そのように思っております。

それから、この補助金に絡んでは、これは県なのか国なのか分かりませんが、例えば国保なのですけれども、「一般財源を投入しなさい」と、4項目あって、事務費だとか、その中で特に財政安定化基金なんかもそうなのですが、保健福祉部では、「それをちゃんと一般財源を投入しなさい」とかなり強く言ってきて、議会でもそれを盾に、「市はちゃんと全部満たしていない、100%になっていない」と怒られるわけです。県のほうは、「交付税措置されているということから、ちゃんとつけなさい」と、こう言うわけですが、一方、市町村課サイドといいますが、県の財政サイドといいますが、地方を指導する側からすると、「安易に一般財源をそういうところに投入してはいけない」と、自制すべきだ、抑制すべきだという話があって、県の内部でも調整されるのだと思いますが、交付税措置されるというのはこれからもいっぱいあるのですね。初め補助金であって、次に交付税措置されているから、あとは自前でやりなさいと、そういう措置が非常に多い。そういうときに、真ん中に立つ県はどちら側に立っているのですかとよく言うのですが、国の建前論はある程度ここで緩和して、やっぱり自治体それぞれ進め方があるわけですから、その辺のところ

は弾力的に扱っていただきたいと思います。

○達増座長 これについて、答えがあれば。

○千田地域振興部副部長 県でそれぞれの部署によって交付税の使い方にしても、少し方針が一致しない場合があるようだというのですが、そういったことも確かに現実としてあるとは思いますが、それぞれ事業の縦割りの仕事をやっているところでは、やっぱりそれぞれの仕事をきちんとやりたいという意向になりますし、その辺を受ける市町村の側におかれても、地域づくりのためにどういう財源回しが一番いいのかなというところを主体性を持って選択していただければと思います。

○達増座長 ほかにご意見、ご質問等。

○稲葉委員 今日のこの議題、義務付け・枠付け、関与について、しっかりとしたスタンスを持つということは重要だというのは私も大賛成です。県の姿勢とすれば2ページの県条例等に関連して、合理性のないそういうものはやりたくない、やるべきではないと、検証するというふうな宣言なさっていますが、今の皆さんの話で市町村、また客観的な立場の方から見ても、依然として国の過剰なものがあるということで、はっきりとした声を上げたほうがいいのではないかとということですから、ぜひとも我々の結論として、県の例で書いているように、国のさまざまな義務付け・枠付け、関与の大半がもう合理性がないというように結論づけたほうがいいのではないかと思います。

1ページの真ん中の自治事務と法定受託事務に分けて関与の基本類型するというのは、これはそのとおりですが、これもできる限り設けないというのは合理性がない、ほとんど合理性がないとみなしてそういうふうにしたのか、ちょっとそこもお伺いしたいと思います。これからの次期分権改革で検討と書いていますが、最近びっくりするような話があって、この基本類型の中の資料の提出の要求に該当するものですが、消防のほうで救急出動の資料を消防庁に提出しなければならず、そういう仕事に消防士が従事していると、ただでさえ現場で忙しく足りないのにです。そういう資料は、消防白書か救急白書に使うのでしょけれども、問題は、まず地元はほとんど必要としないこと、それはフィードバックされないということです。ですから、2階部分の国等で自己満足のためと言えは失礼ですけれども、そういう白書づくりのために資料を要求してきて、その対応を現場がしているという話を聞いてびっくりしたわけです。縦割りの中で、我々の知らないところなんです。その一方で、消防署からは、人員が足りない、増やしてくれというような話が出てくるので、業務の中身を調べたらそういうこともやっているということだったので、こ

れは非常に不合理だと感じました。これも私前から言っているとおり、医療、保健、福祉でも、本来は保健師等は現場で実績を上げるのが本業なのですが、今言ったような資料提出の要求があって、かなりの時間をそちらにとられているということ。今、お医者さんのほうで医療クランクを置いて、本来お医者さんがやるべきことに集中して、患者さんにちゃんと向き合おうというような動きありますが、まさにそれと同じような話で、それをやらない限り、我々市町村というのは現場の仕事が主ですので、現場の仕事が阻害されているということですので、資料の提出の要求もほとんど合理性がないのではないかと思いますので、ひとつそういう方向で結論づけて、そろって国に要求すべきではないかと私も考えております。

○達増座長 それについて、答え。

○千田地域振興部副部長 初めのほうですが、資料1の1ページの真ん中、下のあたりの国の関与のルール化、(イ)のところだったかなと思いますが、それで旧区分、新区分としておりますのは、地方分権一括法において旧区分の団体事務、機関委任事務について、現在は新しく制度化され自治事務と法定受託事務という整理になっています。

○達増座長 ほかに質問、意見等ございませんでしょうか。

○平木委員 1つ申し上げます。事例2の1ページ、1 2ですね、頑張る地方応援プログラムについて、雫石町さんから御指摘がありますけれども、これに関する県の検討結果、県の御認識と私の意見は大きく異なっておりますので、そのことを一言申し上げたいと思います。

頑張る地方応援プログラムは、たしか安倍晋三内閣、菅総務大臣のときに、安倍さんが総理大臣になる前かな、総裁選のときから言い出したことだと思いますけれども、私どもは地方自治のことを本当にわかっていないのではないかと、地方交付税を何だと思っているのかと批判的にとらえて、そういう記事を書いたりしました。地方交付税は、そもそも財政調整のための制度で、これは国のものなのか、地方のものなのかという議論はあるかと思えます。また、自治体が企業誘致などで税収がふえるように努力した。それで、税収がふえたらばその分地方交付税交付金が自動的に減ってしまうという、これは何とかしなければいけない、改めて制度設計する必要があるとは思っております。前置きの話はともかく、頑張る地方応援プログラム、これは「補助金的な性格を帯びているとは言えない」と書いておられますが、また使途が自由であるというようなことを書いておられますが、法令上はそういうことなのかもしれません。しかし、そもそも頑張っている地方に、例えば

外国企業の誘致だとか、出生率の向上だとか、そういうことに頑張っている地方に対して特別交付税で措置しますよという。これは言ってみれば国と地方と完全に上下関係でありまして、一生懸命頑張っている地方にはご褒美を上げるという制度でしかないと私は考えております。県としては、既に実施されている制度であって、国がこういうことをやっているのを、そのこと自体を全部批判するわけにはいかないから、このような検討結果を書いておられるのだとは思いますが、少し批判精神も持って、雫石町さんからの御指摘を受けとめられたらいいかなと思います。

地方交付税交付金に関しては、最近、交付税の補助金的な使い方、総務省が恣意的にとは言いませんけれども、補助金的な使い方が見られ、「地方交付税の補助金化」が学者からもいろいろ指摘されているところです。気をつけて見ていかなければいけないことだと思います。

定住自立圏構想についても、このための地方交付税もよく考えていかなければいけないのではないかなと、本来の地方交付税のあり方と違うのではないかなという気がしているところです。

○達増座長 はい。

○千田地域振興部副部長 今回の雫石町の頑張る地方応援プログラムの件については、資料の説明がちょっと不十分なところがありまして、御指摘のとおり、交付税の一般財源化を尊重するような考え方のほうがより適切ではないかということで、こういったプロジェクト事業を国が募集して、これを交付税の措置の条件とするといった手法は、交付税の補助金化につながりかねないという観点から、交付税制度本来の目的に沿った形で運用されることが適切と考えておりますので、ちょっとお配りした資料の後段のところは表現変更させていただきたいと思います。

○達増座長 はい。

○相原委員 単純な質問になると思いますが、関連して、最近地方交付税の普通交付税分、何でも使えると思っている部分ですが、会計検査院でその用途をチェックをすることが報道されたと記憶しておりますけれども、一定の普通交付税だけでも、見積もりはしているわけですね、基準財政需要額でこういうのにかかりますよと、こういう税収ですよと、それで決定されて奥州市幾らと来るわけですが、来たものは全部全く自由裁量で、それこそ地方分権ではありませんが、何も制約されずに使ってきたつもりなのだけでも、その会計検査院の考え方とか動きとかについては何か情報なり、あるいはコメント

がないでしょうか。

○達増座長 はい。

○藤尾委員 伝聞になるのですけれども、最近、全国の財政課長会議があって、今、相原委員がおっしゃられたような、交付税について会計検査院が検査をする動きがあったけれども、どういう説明をしたのか詳細は不明ですけれども、まさに地方固有の財源であるということなので、そういったことは検査するということはないという説明があったと聞いております。

○達増座長 ほかに質問。

はい。

○小野委員 私も大変勉強不足で恐縮なのですが、先ほど自治事務と法定事務、定額給付金の話が出ましたが、定額給付金を法定受託事務でやった場合のお金の流れというのはどうなるのかちょっと教えていただきたいのが1つ。

もう一つが、国の関与のルール化ということで1次改革で出され、それによって2次勧告で法令の見直しということで国から出されています。県は、それを受けて県と市町村の条例を見直すということで今回議題にのっているわけですが、その点では県としては、国の関与のルールというものを、検討してから進めていっているのかどうかという、北村委員の県の対応のところにもあるのですけれども、ストレートに国のルール化を県の対応として受けとめることについて、以上2つ御説明願います。

○達増座長 では、答えをどうぞ。

○千田地域振興部副部長 今のお尋ねですが、国のルールをそのまま飲み込んで県のほうで対応するのかということだったかと思いますが、国のルールはルールといたしまして、県のほうで主体的に考えながら対案を考えていきたいということです。

それから、先ほど稲葉委員からあったご質問の中で、関与、義務付けについて、大半は合理性がないのだということで、国にかけ合うべきであるというお話をいただいております。それで、その関係で資料1に3ページ目としてつけているのがございまして、義務付け・枠付けの判断基準というものがございます。例えば義務付け・枠付けを残しておいていいとする場合の判断基準の例として、左上に例えば私有財産制度とか法人制度等の司法秩序の根幹となる制度にかかわる事務とか、あるいは右側のほうに該当しないけれども、残さざるを得ないと考えられるものとして、例えば右側のほうですと上から3番目に国民の生命、身体等への危険に対する保護の必要のあるような仕事ということで、義務付け・枠

付けについて、それを許容するかどうかについての判断基準も地方分権改革推進委員会で示しているところがありますので、こういった判断基準を見ながら、合理的に明確に理解できる、説明できる、そういった内容のものについて受け入れて整理するというので、これらに照らして個別に判断していくことが必要であると思います。

○達増座長 自治事務と法定受託事務で何か財源に違いあるのかという件については特にないということでしょうか。

○千田地域振興部副部長 ちょっと用意しておりませんが、財源上の明確な違いというのはないと考えております。

○達増座長 ほかに質問、意見など。

はい。

○多田委員 先ほど小原委員からの都市計画の関係で、県土整備部が広域、2市町や何かにもたがるような場合には関与しなければならないのだということでお話いただいて、そのとおりだと思っているのですけれども、また一方で、軽米町から出ている、事例2の1ページ、1-3の道路運送法の地域公共交通会議について、これは市町村をまたがるような場合でも地域の主体的な議論に対して積極的な関与をすることは適切でないということになりますと、先ほどの県土整備部副部長の御説明と少し、同じような中身で整合性がとれないのではないのかなと思います。この辺の整合性はどのようにして見ていくのかなということ、ちょっとだけ教えていただければと思います。

○達増座長 では、答えを。

○松川県土整備部副部長 この2つの法律の整合性ということについてはお答えすることができませんが、都市計画法上の広域的な調整というのは、先ほど申し上げたとおり、市町村界を越えるような案件があり得ること、例えば市町村と市町村の境に大規模な開発が計画されるような場合に、誰がこういった形でその部分を円滑に調整をしていくのかということも出てくることから、やはり広域的な調整という県の役割については十分留意をしていく必要があるのではないかと、ということが私どもの考えです。

○達増座長 はい。

○千田地域振興部副部長 バスの関係です。1-3、軽米町の意見にあった道路運送法の関係ですが、市町村境や県境を越える場合等について、県が主体的に調整すべきではないかということです。それで、右側のほうですが、県は全然乗り出さないということではなくて、一義的には当該関係市町村、地域における議論が重要であるということですから、そ

ういった市町村や地域の主体性を損なわないような形で必要な助言をする用意はあるわけですが、そういった地元の御議論を優先して考えていくという趣旨です。

○達増座長 はい。

○多田委員 それぞれ違う方、違う部局の副部長さんがお答えになるので微妙にニュアンスが違うと思うのですが、一般県民が受ける場合は、2市町にまたがるそういったような課題というものについては、県が積極的に関与するのか、しないのか、どちらかだと思うのです。どちらがいいとか、悪いとかと言っているのではなくて、そこをうまく整合性をつけないと、そのときの事業の気分によって県が積極的に関与する、都合悪いやつは県は逃げますよと言わんばかりだというとならえ方をされては困るなど、そういう意味で私申し上げたので、お答えはいただかなくてもいいですが、上手に整合性をとっていただければと思います。部によって表現が違うというのではちょっといかなものかなという、そんな思いがしました。

○達増座長 藤尾委員からまず。

○藤尾委員 義務付け、関与等の整理というのは、自治体の自由度をいかに高めていくかという、そういう視点に立って考えていかなければならないものだと思うのです。ただ、例外的にさっきの判断基準のところでは幾つかのパターンが示されておるわけですが、そういうものに該当する場合は限定的に、言うなれば国による義務付け、関与というものもあり得るのだという、そういう基本に立って考えていけば、基本的には市町村の自由度を前提にしたさまざまな行政の取り組みが行われるべきであろうと思います。ただ、市町村を越えたようなケースにあって、課題解決のための法律なり制度が求めているもの、いわゆる法益といいますが、そういったようなものを実現する過程の中で、当該市町村だけではなく、県なり国が入って解決したほうがいいのかとそうでない場合というのは当然あるのだろうと。だから、そういった区別というのは出てまいりますので、その時々によって関与したり関与しなかったりということは、基本的にはそういった問題解決のための法律なり制度の法益に照らして考えていくべきなのかなと思っています。したがって、たまにたまこういう取り扱いの差というのは出てまいりますけれども、今それぞれの副部長のほうから説明したような法益に照らしてそれぞれの発言があったと御理解いただきたいと思っています。

○達増座長 では、熊坂委員。

○熊坂委員 今、核心の議論をしていただいていると思っています。今日の過剰な関与の

是正について、まさにこれから県がどう対応するか、あるいは国への提言も含めて、大変重要な議論だと思っています。多田委員がお話しされたのは、今日の資料1の2ページ目の「対応の方向」のところには、第2次勧告による判断基準を踏まえ、県の条例等を点検、検証していくものとし、その結果を岩手県分権推進会議に報告するというだけですけれども、北村委員が提出された資料の「県の対応」3番のところは、第2次勧告で示された判断基準を県と市町村の関係にストレートに当てはめることは適切なのかを検討する必要があると言っていて、全く私もそうだと思うのです。やっぱり今の議論につながっていくと思うのですけれども、そこを県の対応の方向ということで、資料1の5の(1)だけではなくて、当てはまるかどうかを検討するということが非常に大事になってくるのではないかと考えています。

それから、北村委員が提出された資料の4番、5番、6番ですか、特に6番を読んで改めてそうだなと思ったのですけれども、県の条例には市町村の役割を期待するものが多いですね。市町村は何々を努力すべきとか、市町村は何々すべきとかということがいっぱいあるのですけれども、一方、私のところもそうなのですけれども、宮古市の条例に県は何々すべきとか、県はこういう努力をすべきとかいうことは実際ないのです。そういうことを考えると、今日は御欠席されましたけれども、まさに北村委員の意見は非常に核心をついた話だというふうに思いました。ですから、対応の方向のところでのこの2行だけでいいのか。あと、私が冒頭話しましたように、国への提言について、この2つだと思います。今日の議論の持っていき方の最後のところはこれだと思っていますが、これだけでいいのかどうかということも議論していただければありがたいと思います。

○達増座長 藤尾委員。

○藤尾委員 言う前に言われてしまったので、2ページの対応の方向というのが本当にこれでいいのかどうかということなのです。我が地方の側からすれば、国の分権推進委員会のそういった勧告を待って、それに照らしてどうだこうだというのはなしに、まさにそういった基準というのが我が岩手においてそれぞれの自由度を高めるために、それをそのまま当てはめていいのかどうか、県と市町村との関係、それから国と地方との関係の違いというのはあるのだと、そういうことを踏まえた上で、今後こういった対応だけで果たしていいのかどうかというところは、すごくここは意見をいただきたいところだったので、ぜひ忌憚のないさまざまな御意見をいただきたいと考えておりますので、ありがとうございました。

○達増座長 ほかに意見、質問等ありませんか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 それでは、ただいまのご意見を踏まえて、各検討部会と事務局が連携しながら、義務付けなどの解消に向けた取り組みをお願いします。

次に、議事の2つ目、分権推進のための課題解決への取組結果について説明をお願いします。

○中村副部長兼首席政策監 それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。まず、総合政策部関係の課題解決の取組結果のところですが、1ページ目ですが、網かけをしています1の地方分権改革への取り組みのあり方について、各委員の方からこれまで御意見、御提言をいただいたことに対する取組結果です。ここについては、分権についての大きな方針とか、国とのかかわりの関係です。

取組結果ですが、本県も構成メンバーとして参画をしておりますが、知事会での提言とか、地方六団体での決議等を通じていろいろその実現に取り組んでいるというのが第1点です。

それから、川村委員のほうから出された市町村によって温度差がある等といったようなことに対しては、これまで市長会とか、町村会の研修会等に県の方から出向き、いろいろ分権についての説明をしたり、今年度につきましても自治体の職員向けのセミナーを2回開催をいたしまして、分権についての理解を深めるような取組にも努めております。

それから、2ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらの網かけの2のところですが、分権型社会に求められる自治体職員像については、県においては必要な組織の見直しとか、県の職員憲章を本年の1月に策定をいたしました。それから、市町村への権限移譲等を実施をしているといったようなことが今年度の結果です。

それから、3ページ目ですが、行政と民間の協働については、いわて公共サービスマッチングシステムということで1つは実践をしております。コンビニ等でいろいろ県の広報紙を置いていただいたりとか、災害等において、必要な物資を供給していただくといったような協定を締結しております。それから、県の施策に対してNPO等のご協力をいただき、協働型の評価を実施したり、県の業務について民間の事業者から提案をいただき、それを踏まえてアウトソーシングを実施したりといったような取組を行っております。

総合政策部関係は以上です。

○達増座長 各部続けて説明をお願いします。

○千田地域振興部副部長 地域振興部関係は、4ページになります。地域企画室、NPO・

文化国際課関係から、各課ごとに御説明させていただきます。

1の行政と住民の協働についてですが、9で人材育成が必要だという御意見をいただいております。それで、県では草の根コミュニティ大学の開催など、県内4カ所、120人程度の参加人数を目標に現在取り組んで、地域リーダーの育成など行っております。

また、5ページの、12と13ですが、12では補完性、近接性の原理、市町村優先といったことで役割分担をすべきであるし、13のほうでは二重行政の解消をということです。それで、二重行政の解消のための検討といたしまして、前回この会議で二重行政の現状把握、解決方策の検討を行っております。また、市町村と県の施策を協議、調整する場の設置に向けた検討も前回から進めておりますが、また後ほど詳しく御説明したいと思っております。また、過度の関与の検証については、現在こういう形でご検討いただいているところです。

それから、6ページですが、14で、市町村が単独で行うことが困難な業務についてですが、今年度ワーキンググループを設置したりして、いろいろ検討を深めてまいりました。今日報告書、内容を御紹介する予定ですが、その具体化に向けた検討を進めていきたいということなんです。

また、移譲対象事務の関係につきましても、15で、権限移譲推進プログラムは全35市町村で策定予定で、2月中にも公表する予定を考えているところです。

また、7ページのほうでは、16のところでも市町村の支援体制ということで、移譲の前後を通じた研修会の実施など進めているということで、人事交流について4名の交流を行っております。

それから、8ページですが、4、分権改革の進め方についてですが、参加機会の確保、透明性の確保を図ってほしいという御意見をいただいております。それで、分権推進会議の会議資料、発言録などもホームページに登載して公表して、皆さんにわかっていただけるような普及啓発を進めております。

それから、10ページになりますが、分権型社会に求められる自治体の姿ということで、25の意識改革、あるいは26の行財政基盤の強化ですが、県では県と市町村の職員の相互の交流、あるいは12の団体へ行財政ドックの実施ということで、必要な指導を行ってきたところです。

12ページ、市町村課の関係ですが、合併の推進のあり方についていろいろ御意見をいただいております。現在宮古市と川井村の間において合併協議会が設置されまして、地域説

明会39回など精力的に努力が重ねられているところです。

地域振興部関係は以上です。

○千葉保健福祉部副部長 それでは、保健福祉部関係について御説明いたします。

14ページをお開き願います。後期高齢者医療広域連合に対する県の対応ということでございまして、より関係強化を高めていくべきではないかという御意見に対しまして、20年度におきましては、工程表のところを御覧いただきたいのですが、実施体制づくりの促進、助言指導体制等の整備、財政安定の推進等、3点につきましてこのような取組結果のもと、支援をしてきたところです。

特に1点ですが、対応の方向のところを御覧いただきたいのですが、昨年度、特に議論になりました広域連合への県職員の派遣につきましては、広域連合から派遣の要望がありましたことから、来年度から2年間、県職員1名を広域連合に派遣し、業務運営の支援をすることとさせていただいたところです。

恐れ入ります、15ページですが、地域生活支援事業、これは障害者自立支援法においてですけれども、市町村によりましてサービス単価等がいろいろと大きく異なることから、県が補完的な役割として最低水準の調整、方向性を示すことが期待されているのではないかという御意見でした。これにつきましては、20年度を御覧いただきたいのですが、任意事業等、各市町村の実施状況の調査と、あと必須事業、これはぜひやるのが義務づけられている事業ですが、未実施市町村に対しての助言等を行ってきたところです。来年度につきましては、この調査結果について公表し、各市町村といろいろと意見交換をしながら自律的調整への助言等を行っていきたいと考えているところです。

3点目ですが、介護保険法に基づきます地域支援事業です。特に御意見がありましたのは、地域支援事業のうち地域密着型サービスについては、非常に国の制度が要件が厳しく、それに対して制度改正の要望をしていく必要があるのではないかということで、これにつきましては21年度向けの国に対する要望の中で提言をさせていただいているところです。この取組結果、20年度のところに記載しておりますが、21年度からの介護報酬改定作業が行われており、地域密着型サービス等の基準等の見直しも検討されていると記載しておりますが、その後のことを申しますと、介護報酬の骨子は示されておりますものの、介護サービス事業所の運営基準見直し結果は現時点でまだ国から示されておられません。今後、今月中旬以降に開催されます国の会議等で示される予定となっておりますので、具体的な制度改正についてはまだ承知していない状況です。

16ページでございます。民間保育施設の補助における国、県の対応についてということで、いわゆる民間保育所が新改築する場合の補助について、市町村が補助することが国の条件になっているという、まさに今日のお話にも該当する話ですが、いずれこれにつきましては県といたしましては市町村でそれについて要望を国に対していくのであれば、県としても連携して取り組んでいきたいと考えております。一応意向確認はしておりますが、現時点まで具体的なお話を伺っておりませんので、来年度の国に対する要望の中で改めて意向確認の上、必要があればその中に盛り込むことを検討していきたいと考えているところです。

5番目の医師確保対策についてです。医師確保については、県の力でも対応できるような仕組みをつくってほしいという御意見をいただいているところです。医師確保につきましては、御案内のとおり、20年度のところに記載しておりますが、さまざまな取組をさせていただいているところです。特に県の奨学生、あるいは市町村養成事業の奨学生の卒業後の配置につきましては、今後その仕組み等につきまして、ここにも対応の方向で記載しております岩手県医療対策協議会の中で、その仕組み等について今後議論をしていきたいと考えております。今月16日に開催を予定していますが、その中で具体的な議論を始めさせていただきたいと考えているところです。

以上でございます。

○小田島農林水産部副部長 農林水産部でございます。17ページでございます。農林水産部に提言をいただいております項目は、農地転用と農業委員会の必置規制の2点です。

まず、農地転用ですが、ナンバー41のとおり、土地利用に関して農地法等々の整合性を図るように国に要望すべきという御意見をいただいております。工程表の取組結果ですが、国の制度改正についての情報収集を実施したところです。

それから、42ですが、農地転用について、早急に地方に移譲すべきということです。これにつきましては、右の下に書いてございますが、6月5日、部単独で国に対して権限移譲について要望したところです

それから、2ヘクタール以下の農地転用許可権限につきましては、上に書いておりますが、市町村のプログラムの策定の支援を行ってきたところです。

国の動きであります。ここには記述しておりませんが、国では昨年の12月3日に農地改革プランを策定しております。今後の農地制度改革の方針を示したところです。このプランの大宗については異論がないわけですが、この中で都道府県の農地転用許可事務に

関しては国の指示を新たに設けるというようなことが記述されております。これにつきましては、地方分権の推進に逆行するものであるということで、既に全国知事会で本年1月に農林水産大臣あてに国の指示を新たに設けることについては反対であるということの申し入れを行ったところですが、県としても機会をとらえまして国に対して提案等を行っていく考えです。

次に、農業委員会の必置規制についてですが、農業委員会の必置規制の廃止を国に提言すべきとの御意見をいただいているところです。県といたしましては、農業委員会については一定の役割があると認識しているところですが、これも農地改革プランの中で、国ではその事務が的確に実施されることを確保しつつ、今般の改革の実施過程において農業委員会の活動状況を検証すると述べております。したがって、右のほうに書いていますが、引き続き国の検討を注視し、必要に応じて国の制度改正について要望等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松川県土整備部副部長 県土整備部でございます。18ページを御覧いただきたいと思います。都市計画に関連する業務の移譲について御意見をいただきました。対応の方向ですが、都市計画制度につきましては、平成21年度を目途に抜本的な見直しが予定されております。この見直しの内容を踏まえて対応してまいりたいと考えております。なお、都市計画法におきましては、県は市町村が決定する都市計画への協議同意を行うということとされているわけですが、その際、広域的な観点からの調整機能をどのように確保していくのかということが課題として残るのではないかと考えております。

下段に参考として、国等における動き、地方分権改革推進委員会の内容を記述いたしておりますが、基礎自治体が自らの責任と判断で都市計画決定を行うという考え方で整理をされております。

以上でございます。

○菊池総務部副部長 続きまして、総務部関係の取組結果について説明いたします。

総務部関係は3項目ございますが、19ページの1、20ページの2はいずれも自治体における政策法務の必要性等についてというテーマでございます。地方分権の時代におきまして、核となる職員の政策法務能力を高めることが必要であるとのご提言であります。内容が共通いたしますことから、便宜20ページのほうで説明をさせていただきます。

まず、1の職員研修についてであります。平成20年度におきましては工程表に記載の

とおりの研修を実施したところです。具体的には、総務部総務室が行う専門的な政策法務研修、これを15回実施しております。この中で、19年度に作成した政策法務の手引というものを活用しながら、研修の充実、職員の理解の向上に努めたところです。

また、これは人事課のほうで実施しておりますが、職員の経験年数や職階に応じた能力開発研修の中でも行政法に関する講義を取り入れまして、職員の政策法務能力の向上に努めたところです。

次に、2の行政手続法・条例、3の行政不服審査法についてですけれども、これらの法律について職員の理解の向上を図るべきとのご提言です。これらにつきましても、先ほど御説明いたしました職員研修、この中で実施しておりますほか、許認可等申請処分の状況につきましては、未処理のまま月日が経過することのないよう、昨年9月ですが、全庁一斉の点検を行いました。また、事務処理上の助言でありますとか、法改正関連の情報収集につきましても随時実施しているところであります。

なお、2にありますマニュアルの改訂や整備、それから3の改正法の庁内周知、研修等という項目につきましては、実は国におきまして行政手続法の一部改正法案等関係法律案、これが国会に提出されておりますけれども、実質的な審議がなされないまま経過している状態にあります。したがって、これらの取り組み項目につきましては、これら関係法令の成立等の動向を踏まえながら、今後対応してまいりたいと考えております。

4の方策検討、分権推進ワーキンググループによる検討につきましては、この2月にワーキンググループの報告書がまとめられたところです。内容につきましては、後ほどワーキンググループリーダーから報告がありますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、21ページ、3のその他でございます。振興局が縮小する中、残った県の建物を市が有効に使えるような仕組みが必要とご提言です。これにつきましては、振興局再編に伴う空きスペース情報等を把握いたしまして、県のホームページ等で貸付予定情報の提供を行うといったようなことを考えておりましたけれども、20年度におきましては新たな空きスペースは生じていない状況にあります。今後、振興局再編の中で空きスペースが生じた場合には、積極的に対応してまいりたいと考えております。

最後になりますが、国庫補助金についてのご提言です。これにつきましては、対応の方向に記載しておりますが、国庫補助金について県としては地方分権の観点から、地方の裁量、自由度の拡大につながるよう、完全廃止及び税源移譲の方法を拡大していくことが必要と考えております。この観点から、工程表の取組結果に記載しておりますが、平成20年

度におきましては政府予算提言、要望におきまして、その旨要望を行ったところをごさ
いまして、今後ともその実現のため強く働きかけてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○菅野教育企画室長 教育委員会でございます。資料の22ページを御覧いただきたいと存
じます。教育委員会関係は3件でございます。

1点目の教育委員会の必置規制についてですが、これにつきましては本県が全国知事会
の地方分権改革推進委員会のプロジェクトチームのメンバーになっておりますので、この
中で制度的なものとして議論を取り組んでいるところです。

2番目の教育事務所の廃止と役割等についてですが、教育事務所につきましては、基本
的には小中学校に対します市町村と県との役割分担のあり方にかかわる問題だろうと存じ
ておりますので、その中で議論を重ねてまいりたいと考えております。ただ、当面、市町
村の広域化に伴います現在の教育事務所のあり方については、教育委員会内部で検討を重
ねているところです。

3番目の小中学校の教職員の任命権等につきましては、現在中核市につきましては、小中
学校教職員の人事権の移譲が検討されているところですが、これに当たりまして
人、物、金、セットとしての完全な移譲が実現できるよう、全国知事会等を通じまして国
に対して提言を行っているところです。

以上でございます。

○達増座長 それでは、質問、意見などありませんでしょうか。

○熊坂委員 報告事項の3にも関連いたしますけれども、二重行政の解消の取組につつま
して、県南広域振興局とモデル市町村においてモデル的に取り組み、その結果を直ちに適
用したいということでありますけれども、何度も言いますが、これは市町村個別の事情で
はなくて、法律上あるいは制度上、県と市町村の役割や責務が不明確であるがゆえに二重
行政、重複型となっているものも多いと思います。そのことにつきましては、全県単位で
統一的に検討が行われるべきと考えております。しかし、今日は報告事項ということです
ので、議論というよりも、もう既にそういう形で進んでいるのかなということでも少し残念
に思っております。このことについては、私はもう一回考えていただければありがたいと
思っています。県と市町村のどちらの役割や責務であるかを線引きし、その後で各市町村
の状況において権限移譲をすべきと考えております。もしモデル市町村ということになり
ますと、県南広域振興局でやるということですが、そもそも県南広域振興局そのも

ののあり方にも疑問が呈されている状況と理解していますので、それが既成事実としてひとり歩きしてしまうことが心配であります。このことにつきましては、改めて意見として申し上げたいと思います。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんか。

○平木委員 御説明がなければ伺おうと思っていたのですが、農地転用と、今の農地政策改革で優良農地を確保するためにということで国が関与を強めようとしていることについて、大変丁寧にはっきり御説明いただきましてありがとうございます。あくまで地方分権の考え方で県としては進めるという、国の関与を強めるようなことのないように要望していくという御説明でございました。それで私は納得しているのですが、とりわけ岩手県は農業県、大きな農業生産県ですので、農地転用手続きも、優良農地の確保、保全についても、県・市町村がちゃんとやる。地方に任せればというか、本来自治体がきちっとやることなのだから、国は関与してくるなという、そういう姿勢と実際の成果を常に岩手県から示していただきたいと思います。そのような思いを持っておりますので、よろしくをお願いします。

○達増座長 ほかに意見、質問などありませんか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 それでは、ただいまの御意見を踏まえながら、引き続き各検討部会において取り組みをお願いします。

ここで3時15分まで10分間休憩をとりまして、3時15分から報告の部に入りたいと思います。

(休 憩)

○達増座長 それでは、議事の(2)、報告、権限移譲推進プログラムの策定状況について、事務局から報告をお願いします。

○千田地域振興部副部長 権限移譲推進プログラムの策定状況について、報告の1でご御説明します。

趣旨ですが、権限移譲等推進計画を20年3月に策定しており、この中で計画的、着実に権限移譲を推進するために、35市町村と広域振興局等で協議を行って策定することとしていたものです。

内容ですが、推進計画別冊2に掲載しております移譲対象事務について、移譲年度、研修の方法、財源措置などについて定め、20年から22年度までの期間としております。

これまでの取組ですが、20年5月に説明会を行いまして後、市長会や町村会にも御説明申し上げて、2月にホームページ等を活用して公表することを考えております。今後の取組ですが、県南広域振興局と、モデルと想定しております市や町で設置する政策調整会議（仮称）というものの中で、協議、調整を通じて移譲対象事務を新たに追加するなどして、権限移譲推進プログラムを更新しながら、さらに権限移譲の推進を図っていきたいということで考えております。

5番のところに市町村別移譲予定事務の状況が記載されてございます。これによりますと、移譲予定事務数は21年度に1,066で、平成22年度で848、22年度末までに1万1,983となる予定ですが、若干現在調整中のところもありまして、最終的な数字は動く可能性がございます。

報告の1については以上でございます。

○達増座長 では、次に分権推進ワーキンググループの検討状況について、各ワーキンググループから報告をお願いします。

なお、専門職員ワーキンググループについては、前回の第5回の本会議において検討結果を報告していますので、今回の報告はその他の3つのワーキンググループとします。

それでは、各ワーキンググループ、順次説明をお願いします。

○坊良分権推進WGリーダー それでは、共同処理ワーキンググループの作業結果につきまして御報告いたします。

お手元の資料の「報告2」の1ページ目、共同処理ワーキンググループ最終報告という資料をご覧いただきたいと思います。まず、一番左側に我々共同処理ワーキンググループの検討テーマを記載しております。市町村間等の連携による効率的かつ効果的な事務処理とはどういったものかといったようなテーマです。

そして資料の真ん中には、作業の中身を記載しております。全国と本県における共同処理の状況比較を行って、他県で取り組まれており本県で行われていない共同処理業務の抽出、本県で既に行われている地方自治法に基づかない共同処理業務の内容、今後共同処理に向けて検討すべき業務の絞込みを行ったということです。

そして、一番右側、これが最終結論でございます。共同処理を検討すべき業務分野という括りで3つに整理をしております。

まず1つ目ですが、『主に効率性を求める業務』、これは行政コスト面などにおいて効率化が図られる業務ということでございまして、地方自治法の制度に基づく共同処理方法で、ごみ処理施設とかし尿処理施設、消防、救急など、これまで一般的に実施されてきたものに括られる内容のものです。全国等の調査の結果から、本県で今後具体的に検討すべき業務として、教育関係業務を提案したいということです。具体的には、小中学校あるいは給食施設の一部事務組合方式での設置、運営等です。課題ですけれども、確かにこれは効率面だけ見れば共同設置が有効だということになるわけですが、小中学校は過疎地域などにおいて地域コミュニティの場となっていること等、十分検討していかなければならない点もあるだろうということです。

括りの2つ目、縦方向の真ん中になりますが、『主に住民、事業者等も含みますけれども、住民の利便性の向上が図られる業務』、これは住民対応等の一元化などによって住民の利便性の向上が図られる業務ということでございます。具体的な業務とすれば、生活保護関係業務であるとか、消費生活相談業務、産業保安業務などが検討対象の事務として考えられるのではないのかということです。

最後に、一番下ですが、『主に相乗効果が期待される業務』ということで、観光振興などの取り組みの幅が広い業務、こういったものについて市町村間、あるいは県も含めて連携して行うことによって、観光振興という政策の成果だけではなく、効率化などのその他の効果が期待されるような業務ということです。これも全国的な調査の中で各県では広域連合等によって観光振興全般について取り組まれている事例があります。本県においても、観光振興については、県、市町村それぞれが専門の組織を持ってそれぞれ事業を展開している。あるいは、広域的な圏域での協議会設置などによってさまざまな形で観光振興が行われているわけですが、例えば広域連合等の設置を行って、いわゆる事業、組織、それらを一体化して実施すれば、観光振興政策自体の成果と、人員、組織の効率的な運営、予算事業関係の効率化も図られるのではないのかということで、検討していったらどうかということです。そのほかの産業振興であるとか、企業誘致、1次産品などの販路拡大などこれに類似する業務として整理しております。

今後共同処理を具体的に検討するにあたっては、業務分野の3つの括りの中から具体的な業務を絞り込んでいったらどうかという提言です。

以上でございます。ありがとうございました。

○鈴木政策法務WGリーダー それでは、政策法務ワーキンググループの検討結果を報告

いたします。

資料の3ページ目になります。これが検討結果の概要を取りまとめたものでございまして、このワーキングでは3つの論点について検討しております。それぞれ枠で縦に3つ囲んでいるところです。

1つ目の論点、左側の枠で囲んでいる部分ですが、自治体の政策法務能力の向上の有効な仕組みにつきましては、まず法務事務に関する課題等を4つに整理いたしました。それぞれの課題について政策法務能力向上の有効な仕組みを検討しまして、1つ目の法務事務体制が脆弱であるという課題については、組織体制の強化や市町村間の連携強化、県の支援制度の構築など。2つ目の法務事務に関する情報共有が不十分であるという課題については、法務事務に関する手引等の提供や情報共有媒体をつくり管理運営することなど。3つ目の職員の意識啓発の機会が不足しているという課題については、法務審査や訴訟等を経験することが意識啓発につながることなど。4つ目の住民の意見等を政策立案に反映する仕組みが不十分であるという課題については、その具体的な仕組みづくりが必要であることなどの有効な仕組みが挙げられまして、それらの実施に当たりましてはさらに検討をする必要があるということを確認しております。

次に、2つ目の論点、分権型社会における自治基本条例の意義等につきましては、真ん中の枠囲みの部分になりますが、自治基本条例の制定状況、あとは意義等を確認した上で、住民が参加して議論することなど、その制定目的にふさわしいプロセスをまとめ、さらに課題を整理してございます。課題は中ほどより下のあたりの部分になります。課題としては、条例形式をとる必要がない場合が考えられること、あとは立法事実の把握が困難であること、自治基本条例の必要性を行政、住民の双方が認識する必要があること、市町村と都道府県の違いで規定する内容が異なることなどが挙げられました。

以上のようなことを踏まえまして、今後の自治基本条例の制定につきましては、住民と密接である市町村においては今後もその制定が進むものと思われること、また広域である都道府県においては、都道府県と市町村の関係のあり方などを中心に規定する方法が考えられること、また、その制定についてはそれぞれの自治体が判断すべきものとして取りまとめを行っております。

最後の論点ですが、右側の枠囲みの中の法環境を最大限生かして施策を推進する市町村をどのように支援するかにつきましては、市町村の土地利用計画の適合性を県条例が確保しているという高知県の土地基本条例の概要を確認した上で、ほかの県等には同様の条例

はなかなか見当たらないということ、県条例により市町村条例の適用を優先させて市町村を支援している類似の例として、神奈川県条例、あとは福岡県条例があることを確認しました。これらの市町村の支援方法を踏まえまして、県としてどのような分野で市町村支援を行うことができるかということを検討し、大きく3つの分野にまとめました。

1つ目は、土地利用などの市町村間に競合が生じないような分野、2つ目としては水質保全などの広域での取組が必要な分野、3つ目として税の滞納処理など専門的な分野、この3つの分野において市町村を支援できるのではないかなと考え、報告の中に取りまとめたところでは。

以上が、政策法務ワーキンググループにおけるそれぞれの論点の検討の概要でございます。

○小原分権推進WGリーダー 最後に、分権諸課題ワーキンググループの報告をさせていただきます。

資料は、最後の裏側でございます。私たちのワーキンググループの課題では、この白抜き文字、4点について検討を加えております。

まず、左側、国と自治体の協議の場についてです。いろいろな制度を創設する場合に、例えば地方自治体で審議会や検討委員会に参画して意見をするという場はありますけれども、協議の場とは言えないという状況にあります。また、現行制度もいろいろ整理いたしました。検討のタイミングが適切でないのではないかと、あるいは実施の例は実際としては少ないといったように、実効性も不十分というような状況にあります。

そこで、地方六団体として提言しておりますのが、仮称の地方行財政会議の設置についてです。これについては御承知のことかと思いますが、簡単に御説明したいと思います。まず、趣旨としましては、地方に係る事項について政府の政策立案等を行うということ、法律による設置ということで、国民合意のもとに設置された機関と位置づけることが重要だと考えられております。

協議事項としましては、国と地方の役割分担のあり方などですが、地方はその結果を尊重するものとされております。

構成については、関係大臣ですとか、総理大臣が必要に応じて参画するということになっておりますし、国会議員、地方六団体の代表、民間有識者については政府と地方の推薦者が同数参加して、議論の偏りを避けるというような配慮をすべきだとされております。

私どもで議論したのは、実現に向けた問題点が幾つかあるのではないかとということ

で、例えば時期の問題ですが、毎年の施策は、決定までに迅速性が求められる場合がありますが、それをこの会議でうまくかみ合わせることができるのだろうか。あるいは、地方もさまざまな自治体の集まりですので、合意形成がかなり難しい手続になってくるのではないかといったような意見が出たところでごさいます、実際には私どものような地方分権会議の活動を通じて、こういった具体的な問題に対応する中身を示しながら、地方行財政会議の実現を示していくということが必要なだろうと考えております。

右側にまいりまして、地方の要望、提言に対する国の回答を義務の制度化についてです。国から特に回答が示されないなど、自治体の提言、要望に対する問題点が示されているところですが、構造改革特区などの制度の例もありまして、回答義務とした制度も出てきているところです。当面は、粘り強く提言活動を行っていく必要があるという結論ですが、地方としても我々自身がどのような提言を行ったのか、あるいは提言がどのような回答がなされたのか、さらにそれがどのように制度化、予算化がなされたかといったようなことをフォローアップして、それをオープンにしていく必要があるのではないかと。情報公開の力を使いながら、どのように物事が進んでいるのかということを示していくというのが適切ではないかと考えたところであります。将来的には、左側で申し上げています会議の設置を検討していくということになります。

3番目、国の外郭団体での分権の支障となる事例があるのではないかとということですが、現時点で補助金関係で支障となっている例はないように見受けられました。確かに補助金が外郭団体経由になっている事例はございましたので、これはやはり分権の趣旨から申しまして、国がいろいろな手段を通じて補助金による影響力を持つということは、もちろん分権の考え方に相反するわけですので、そこは注視していくとともに、財源を地方に移すという観点での議論が今後強力に推進されることを期待するものです。

4番目、国から県、県から市町村への調査報告のルールや仕組みづくりが必要ではないかということですが。先ほどの議論でもございましたが、確かに件数が年々増加しております、利用方法も調査対象側に伝わらずに回答作業に徒労感を生じているというケースも聞いております。調査しましたが、例えば北上市の下水道事業に関しましては、大小含めて年間31件もあるという調査結果も出ております。照会の対応につきましては、関係部局でよく調整してから流すべきだ、また、それに対して回答する側も重複しているのだということを、ぜひ積極的に御指摘いただきたい。それから、徒労感を軽減する工夫としまして、メール転送による安易な調査とせずに、調査の目的や、根拠、結果の取扱方法などを

よく明示して提供すべきだということです。回答側も内部で転送された際によく伝わっていないケースがありますので、そういったことも十分に承知いただくということが必要ではないかということです。さらには、苦情相談窓口を設ける必要、それから実態調査を定期的に行う必要もあるのではないかという意見も出されております。

諸課題と申しましても、御覧いただいたように全部国と自治体間のコミュニケーションの問題でございまして、分権が進んでいくのに対して、やはりコミュニケーションの形もいろいろよく考えていかななくてはいけないというような課題だったのかなと考えたところ
です。

以上でございます。

○達増座長 それでは、次に報告、広域振興局・市（町村）政策調整会議（仮称）の運営について、事務局から報告願います。

○千田地域振興部副部長 この政策調整会議（仮称）の運営についてですが、報告の3で、11月に開催した第5回分権推進会議で出されている意見があります。まず、二重行政の解消に向けて全県で早急に取り組むべきであるという意見についてですが、35市町村を対象にして事業仕分けを行っていくということが、なかなか業務量、あるいは相当の経費がかかるとか、あるいは市町村も同じような状況ではない、いろいろな事情を抱えているということから、早急に解消を図ることがなかなか難しいとかということがあります。それで、できるだけ早くモデル的に取り組んだ結果を市町村の理解を得ながら、それを適用していく方法をとっていきたいと考えております。

また、モデル事業として実施した結果が県内のすべての市町村で適用されるのかという意見についてですが、事情が異なっているということ踏まえ、それぞれ個別対応の必要があるかもしれませんが、県南局とその管内のモデル市町との整理の結果を当てはめていくときに、個別に柔軟な対応の仕方を協議、調整を行うという方向で考えております。

さらに、モデル市町における調整状況を見ながら、望ましい手法について見つけ出しながら、全県に拡大していくということを考えております。

また、情報公開していくとモデル事業でもいいのではないかと御意見もいただいておりますが、原則公開として、その会議の資料や内容についてもホームページなどで公開していきたいと考えております。

それで、熊坂委員から別途本日用に御意見、メモをいただいているものがあります。第

6回岩手県分権推進会議議事の論点ということで、その2番目のところですが、分権推進のための課題解決への取組について、全県的に統一して行ったほうがいいという御意見、あるいは場当たりのにならないように、拙速でないようにやっていったほうがいいという御提言もいただいているところです。

それで、この件についていろいろ中でも考えてみたのですが、理想を言えば全県単位で統一的に行っていくということが望ましく、熊坂委員御指摘のとおりと考えておりますが、ただ現実には相当の作業量、あるいはある程度の経費も要するということもありまして、そういった面での負担などを考えますと、現実的な対応といたしましてこのような県南局でモデル市町を選びながら実施していきたいと考えているところです。

それで、実施に当たりましては、ただ場当たりのなものにならないように、モデル先行事例が既成事実化しないようにしていきたいと思っておりますし、また市長会や町村会の皆様の意向にも配慮しながら進めていきたいと考えております。こうしたことで、御懸念のようなことの解消に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
○達増座長 それでは、議事(3)、その他でございますけれども、委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

○稲葉委員 ただいま我々やっている議論は、国、県、市町村、その中の執行側である内局同士の役割分担、それを決めながら分権進めていくと、それはそれでいいと思うのです。それで、ちょっと今年度の課題ではなくて、次年度あたりからやっていただきたい、また新しい分野ということをお願いするのは心苦しい面もあるのですけれども、実は特に市町村の場合、議会のあり方ですね、内局だけで事が足りるわけではなくて、二元性といいますが、首長はどちらかという役所のスタッフと物事を進める内局のほうに入ると思います、選挙を受けながら。一方で議会も選挙を受けて、最近は政策提案したり、チェック機能を果たすという役割です。実は、その議会のほうもすごく、今、岐路に立っているといいですか、地方制度調査会でも恐らく次期分権改革でも出てくると思いますけれども、議会の役割何なのかと、もう一つは分権が進む中で議会も強化しなければならないという表現もあります。例えば議会の政策立案能力を高めていくということになると、内局と同じになるのではないかと。そういうことをやりながら、一方ではチェックするのは二重人格ではないかという話もあります。内局との二重人格にもなる。そういうことで、実は監査制度にも絡んでくるのですけれども、地方制度調査会では、議会からは監査委員を出さないと、今出ていますよね。また、役所のOBからも監査委員出さない。ですから、外部監

査に近くするという話がある。さっき会計検査院の話も相原委員から出ましたけれども、本来外部監査がしっかりしていれば会計検査院も要らないのかもしれませんが。議会のチェック機能はそうするとどの位置付けとなるのか。そういうことにもつながってくる話でもあろうと思いますけれども、我々今までやっているスタイルというのは内局同士の話で、それはそれでいいと思うのですけれども、議会のあり方をどうするかというのとても重要になってくると思いますので、それをまずアンタッチャブルな領域としてほっといていいのかという疑問があります。どうなのでしょうかね。今までは確かに内局の話でいいと思うのですけれども、でもほっといてそれを誰がやるのかという話になってきて、例えば県市議会議長会とか県町村議長会で自主的にそれを進めるのかということを考えてときに、そう簡単には進まないのではないかという感じはあります。勉強はしていると思いますけれども。県議会は市町村とはちょっと違うかもしれませんが、二元性のあれでも。ちょっとニュアンスの違いがあると思いますけれども、いずれでもアンタッチャブルな領域としてほっとくのではなくて、何か、これとは二本立てでそちらを仕掛けられるのかどうか、やるべきかどうかも含めて、今後、御検討をお願いしたいと思います。

ちなみに、私は自治制度は市町村議会に関する矛盾があるというのは、さっき言ったとおり、議会を強化すればするほど、執行部側なのかチェック機関なのかわからなくなる。ところが、学者の方々も混乱していて、政策立案能力を高める、議会の基本条例つくれとか、栗山町みたいに、そっちをやれと言っていると、執行部なのかチェック機関なのかわからなくなる。ヨーロッパは、少数の議員さんが執行部に入ります。チェックはタウンミーティング等でやるという形になって、ある意味ではすっきりしているのかなというような感じはあるのですけれども、日本の自治制度の中でそこまで議論がいくかどうかは別にして、いずれその辺をすっきりしなければ、何かよくわからない領域になって、でもあの方々も公職ですから、選挙もにぎやかにしっかりおやりになって選ばれてきて二元性ということになっているわけです。さらにまたそれが今のこの地方分権の議論の中で議会も強化せよというふうな話が出ているわけですので、それをどうすればいいのか。これは総務部の担当、何の担当なのか、外局ですからちょっと難しい面もあろうかと思いますが、次の次年度以降の課題として、どうやればいいのかも含めて、ひとつ議題に取り上げていただければというお願いをしておきたいと思います。

○達増座長 ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 では、他にないようですので、議事はこれをもって終了いたします。

今年度予定していた会議は今回で終了です。委員の皆様におかれましては、熱心に御審議いただきましてありがとうございました。

事務局から事務連絡などはありますか。

○千田地域振興部副部長 先ほど報告の2で分権推進ワーキンググループの検討結果について報告いただいたところですが、その件でワーキンググループは県職員だけではなくて、市町村の職員の方々にも参加いただきまして、精力的に取り組んでいただきまして御礼申し上げます。それで、この専門職員ワーキンググループの提言については、既にポイント式一括移譲制度の見直しで反映しているところもありますが、そのほかの提言について、これらの報告書を踏まえて、また委員の皆様から、後日でも結構ですが、御意見をいただきながら、そのような方向で調整し、県、市町村とも共有した上で、今後、具体的に取り組んでいきたいと考えておりますし、また市町村におかれましても積極的に取り組んでいただくことを期待しております。

今後の取り組みについては、今後の岩手県分権推進会議で報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○達増座長 それでは、議事はこれで終わります。

3 閉 会

○和山主幹 それでは、本日の会議はこれもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。